

内閣 法務省 財務省 農林水産省
林野庁

官

報



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

日 次

〔その他告示〕

- 〔皇室事項〕
〔官房報告〕

官房事項

東北地方整備局公示(東北地方整備局)
登録実施機関の登録事項の変更について
(近畿運輸局、九州同)

法務

公証人任免(法務省)

国土調査の成果の認証の公告
(国土交通省)

〔公告〕

諸事項

官房
裁判所
有権者申出方関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、
特別清算、再生、所有者不明関係

(農林水産)一二二六、一二二七)
○登録調査機関の調査業務を行う事務
所の所在地を変更する件(特許庁四)

○砂防法第二条の土地を指定する件
(国土交通)五二五～五二八)

○道路に関する件
(関東地方整備局一六七)

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

そ の 他 告 示



○内閣府告示第百九号

次に掲げる組換えDNA技術によつて得られた生物については、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)第1のAの2に規定する安全性審査を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成十二年厚生省告示第二百三十三号)第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年七月十四日

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物

内閣総理大臣 石破 茂

品種	名稱	申請者
なたね(食用なたね油の製造に利用されるものに限る。)	DHA産生及び除草剤グルホシネット耐性キャノーラ(INS-B50027-4)	NUSEED Nutritional US Inc.

○消費者庁告示第八号
健康増進法(平成十四年法律第百三号)第四十九条の規定に基づき、一般財團法人日本食品分析センターが許可試験を行う事業所の所在地について、令和七年六月三十日をもつて変更する旨の届出があつたので、同法第六十条第三号の規定に基づき公示する。

令和七年七月十四日

廃止しよつとする事業所の名称及び所在地

場所	令和七年七月十四日
一般財團法人日本食品分析センター 東京本部 東京都渋谷区元代々木町五十二番一号	令和七年六月三十日

○中央選挙管理会告示第十八号
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定に基づき、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

令和七年七月十四日
農林水産大臣 小泉進次郎
中央合同庁舎第二号館五階 選挙部会議室

令和七年七月十四日
農林水産省告示第千百一十六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十四日
農林水産大臣 小泉進次郎
中央合同庁舎第二号館五階 選挙部会議室

今まで、字キレタヨ一八九一の一、一八九一の四、一八九一の六から一八九二の一、二まで、一八九一、三一の二の一から一八九二の三まで、一八九一、三一三六の一、三一三六の二、三一三七から三一三九まで、字クシダキ三一〇六の一から三一〇六の三まで、三一〇七から三一二一まで、三一一二の一、三一二二の二、字ンテカナロ一九六七、一九六八の一、一九六八の二、一九六九、一九七〇、三三〇八の一、三三〇九の一、三三一二〇の二の一、三三一一、三一二四の一から三一二四の二の三まで、字イナイ山一八五七の一から一八五七の三まで、一八五九、三一三三の一から三一一三の六まで、字カラ川口一九七一の一から一九七七の一六まで、三三二〇の一から三三二〇の六三〇八七から三〇八九まで、字シリダカ一九一

七五の一から三一七五の三まで、字中ノ谷一九一九の一から一九一九の五まで、一九二二の一、一九二二の二、一九二二の一から一九二二の三まで、三一八七、三一八八の一から三二八八の三まで、字二本國三〇六四の一から三〇六四の三まで、三〇六五の一、三〇六五の二、三〇六六の一、三〇六六の二、三〇六七の一から三〇六七の三まで、三〇六八、三〇六九、三〇七四、三〇七五、三〇七六の一、三〇七六の二、三〇七七の一、三〇七七の二、三〇七八、三〇七八の一、三〇七八の二、三〇八〇、字入道一八九四の一、一八九四の三から一八九四の六まで、一八九四の八から一八九四の一〇まで、三一五〇、字幕ヶ谷一九〇九の一、一九一五の一、二九一五の二、三一七六の一、三一七六の二、字六ツデ三一六〇の一から三一六〇の三まで、三一六一から三一六三まで、三一六五の一、三一六七の一から三一六七の四まで、三一六八の二から三一六八の三まで

二 保安林として指定された目的 水源の涵養
(一) 変更後の指定施業要件

二 保安林として指定された目的 水源の涵養
(一) 立木の伐採の方法

3 問伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を高知県庁及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。指定施業要件を変更する。

○農林水産省告示第千百二十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

○農林水產省告示第千百二十七號
森林法（昭和二十六年三月三日法律第二二二号）

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を高知県庁及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

六ツデ三一六〇の「から三一六〇」の三まで、三一六一から三一六三まで、三一六五の一、三一六七の一から三一六七の四まで、三一六八の一から三一六八の三まで

の一、三〇七九の二、三〇八〇、字入道一八九四の一、一八九四の三から一八九四の六まで、一八九四の八から一八九四の一〇まで、三一五〇、字韻ヶ谷一九〇九の一、一九一五の一、二

六の一、三〇六六の一、三〇六七の一から三〇
六七の三まで、三〇六八、三〇六九、三〇七四、
三〇七五、三〇七六の一、三〇七六の一、三〇
七七の一、三〇七七の一、三〇七八、三〇七九

一九の「から一九二九の五まで、一九三一の」、一九二二の二、一九二三の「から一九二三の三まで、三一八七、三一八八の一から三二八八の三まで、字二本国三〇六四の一から三〇六四の三まで、三〇六五の一、三〇六五の三、三〇六五

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第1号 (6)	一般財団法人 工業所有権協力センター	
	本部 東京都江東区木場一丁目2番15号	
	深川ギヤザリア ウエスト3棟	
	大阪分室 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目2番1号	
	新ダイビル24階	

○国土交通省告示第五百一十五号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

○国土交通省告示第五百二十六号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二
規定により、同条の土地を次のとおり指定す
で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百
二号）第一条の規定に基づき、告示する。
令和七年七月十四日

一三一〇番一六
一三一〇番一九

四九四番二及び四九四番三
四九九番一及び四九九番三
五〇〇番二及び五〇〇番四
五〇一番一

点	北緯	東経
1	35°34'51.0564"	138°38'33.5142"
2	35°34'50.6832"	138°38'33.9219"
3	35°34'50.3103"	138°38'34.1711"
4	35°34'50.1746"	138°38'34.1890"
5	35°34'48.7041"	138°38'33.9337"
6	35°34'47.5404"	138°38'34.5406"
7	35°34'47.1457"	138°38'34.6459"
8	35°34'45.9658"	138°38'34.6194"
9	35°34'45.0199"	138°38'35.0027"
10	35°34'44.9355"	138°38'35.0402"
11	35°34'43.9588"	138°38'35.2663"
12	35°34'43.8802"	138°38'35.2663"
13	35°34'43.7607"	138°38'35.0906"
14	35°34'43.1507"	138°38'35.1572"
15	35°34'42.6903"	138°38'35.8954"
16	35°34'41.7215"	138°38'36.7957"
17	35°34'42.0735"	138°38'33.8888"
18	35°34'50.3559"	138°38'32.9641"

字寿子峠	五二九番一
五四一一番一	五四二番及び五四三番
五四四番一	五四五番一から五四五番四まで
五四四番一	五四六番一及び五四六番二
五四七番一	五四七番一
五四七番一	五四八番一
五五〇番五	五五〇番五
五九四番二	五九五番
五九六番一	五九六番一
六〇〇番一	六〇〇番一
六〇一番一及び六〇一番三	六〇一番一及び六〇一番三
六〇二番一及び六〇二番二	六〇二番一及び六〇二番二
六〇三番一	六〇三番一
六〇四番三	六〇四番三
六〇五番一及び六〇五番二	六〇五番一及び六〇五番二
六〇六番三	六〇六番三
六〇七番一	六〇七番一
一七番一五	一七番一五
字堂ノ上	字堂ノ上
口	口
兵庫県豊岡市但東町小坂	次に掲げる土地に存する標柱一号から十 八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十 八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
字杉谷	一〇番二〇
六一二一番一	一号及び二号
六一二四番	三号

令和7年7月14日 月曜日

官報

(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
 ① 砂防法第二条の土地の表示
 次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
 兵庫県豊岡市但東町畑
 字下谷 六番一
 七番
 一一番
 五七〇番三
 六号
 ○国土交通省告示第五百二十八号
 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第二条の規定に基づき、告示する。
 令和七年七月十四日

(二) 砂防法第二条の土地の表示
 ① 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
 京都府舞鶴市字桑飼上
 小字大呂
 二二七九番
 一二〇八二四番
 一二〇八二三番
 一二〇八二二番
 一二〇八二〇番
 一二〇八一一番
 一二〇八〇八番
 一二三七六番
 一二三九〇番
 一二三八九番
 一二〇八一〇番
 一〇八〇九番
 小字大呂本谷
 小字松尾

人事異動

		○関東地方整備局告示第百六十七号		次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。					
その関係図面は、令和七年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。		令和七年七月十四日						関東地方整備局長 橋本 雅道	
(一) 道路の種類 一般国道		四(二) 路線名 十八号							
(三) 道路の区域		区							
		内閣							
○外務大臣臨時代理		○外務大臣							
國務大臣 林 芳正		國務大臣							
外務大臣岩屋毅海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う國務大臣に指定する (七月九日)		外務大臣							
法務省		○外務大臣臨時代理							
(東京高等検察庁検事) 検事 保木本正樹		○外務大臣							
最高検察庁検事に配置換する		國務大臣							
(東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事) 同 小林 隼人		國務大臣							
東京地方検察庁検事の併任を解除する (東京高等検察庁検事) 同 南部晋太郎		國務大臣							
東京地方検察庁検事に併任する (以上七月十日)		國務大臣							
財務省		○外務大臣臨時代理							
(東京高等検察庁検事) 同 後藤 健二		國務大臣							
東京地方検察庁検事に併任する (以上七月九日)		國務大臣							
願に依り独立行政法人造幣局理事長に任命する		○外務大臣臨時代理							
(以上七月九日)		國務大臣							
独立行政法人造幣局理事長に任命する		○外務大臣臨時代理							
独立行政法人國立印刷局理事長に任命する (以上七月十日)		國務大臣							
農林水産省		○外務大臣臨時代理							
(輸出・国際局付) 辞職を承認する (六月二十三日)		○外務大臣臨時代理							
(農林水産政策研究所長) 農林 農水事務官		○外務大臣臨時代理							
内田 幸雄		○外務大臣臨時代理							
国家公務員法第八十一条の二第一項本文の規定により大臣官房政策課企画官に降任させる		○外務大臣臨時代理							
株式会社日本政策金融公庫代 表取締役専務取締役 農林水産事務官		○外務大臣臨時代理							
表取締役専務取締役 農林水産事務官 (農林水産政策研究所長) に採用する (以上六月二十五日)		○外務大臣臨時代理							
(中国四国農政局長) 農林水産事務官 農林水産事務官		○外務大臣臨時代理							
倉重 泰彦		○外務大臣臨時代理							
農林水産事務官 (林野庁次長) 農林水産技官		○外務大臣臨時代理							
林野庁長官に昇任させる		○外務大臣臨時代理							
(水産庁次長) 同 水産庁長官に昇任させる		○外務大臣臨時代理							
(大臣官房総括審議官) 農林水産事務官		○外務大臣臨時代理							
小坂善太郎		○外務大臣臨時代理							
藤田 仁司		○外務大臣臨時代理							
仙台 光仁		○外務大臣臨時代理							
坂 勝浩		○外務大臣臨時代理							
宮浦 浩司		○外務大臣臨時代理							
消費・安全局長に昇任させる		○外務大臣臨時代理							
(大臣官房審議官) 同		○外務大臣臨時代理							
河村 直樹		○外務大臣臨時代理							
平井 康夫		○外務大臣臨時代理							
大臣官房長に配置換する		○外務大臣臨時代理							
(大臣官房審議官) 同		○外務大臣臨時代理							
大臣官房長に任命する		○外務大臣臨時代理							
独立行政法人國立印刷局理事長に任命する		○外務大臣臨時代理							
独立行政法人造幣局理事長に任命する		○外務大臣臨時代理							
令和七年七月十四日		○外務大臣臨時代理							
内閣		○外務大臣臨時代理							
後別前		○外務大臣臨時代理							
敷地の幅員		○外務大臣臨時代理							
延長		○外務大臣臨時代理							
変更前		○外務大臣臨時代理							
上田市秋和字阿能虫四七四番一地先から同市秋和字下二六一一番一地先まで		○外務大臣臨時代理							
森下二六一一番一地先まで		○外務大臣臨時代理							
四(四) 国面縦貫場所 関東地方整備局及び同局長野国道事務所		○外務大臣臨時代理							

(東京工業大学名譽教授)
 (山形大学名譽教授)
 従四位に叙する (各通)

東北地方整備局公示
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する
 区域を指定する」としたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示す。

その関係方面は、令和七年七月十四日から一週間一般の縦覧に供する。
 令和七年七月十四日

(一) 道 路 の 種 類 一般国道
 (二) 路 線 名 百十三号

官 報

監 督 事 項

従五位に叙する
 高橋 碓井 寛 潔 中瀬 忠次
 正六位に叙する (各通)
 北村 哲朗 松田 正子 宮里 幸一
 正七位に叙する (各通)
 上原 勇 須田 健司 露崎 義和
 従七位に叙する (各通)(以上六月三日)
 (浜松医科大学名譽教授)
 正四位に叙する
 安達 恭祐 石渡 烈人 大山 重昭
 従五位に叙する
 相田 孝助 石渡 烈人 大山 重昭
 岡部 文雄 藤本 信一 大山 重昭
 正六位に叙する (各通)
 安藤 節夫 安藤 敏昭 大塚 浩一
 尾崎 行恭 鳥羽 貞治 堀米 昭治
 従六位に叙する (各通)
 中村東海男 濱中 昭治 石原 進
 正七位に叙する (各通)
 植木 豊久 山吹 昌司
 従七位に叙する (各通)(以上六月四日)
 岩佐 晴雄 石原 進
 従五位に叙する (六月五日)
 従六位に叙する (六月六日)

藤原 康彦
 磐崎 計一
 瑞宝小綬章を授ける
 池田 隆義 岡留 勝年
 瑞宝双光章を授ける (各通)
 瑞宝單光章を授ける (各通)(以上六月二日)
 (東京工業大学名譽教授)
 瑞宝中綬章を授ける (各通)
 瑞宝双光章を授ける (各通)
 瑞宝單光章を授ける (各通)(以上六月三日)
 (浜松医科大学名譽教授)
 瑞宝中綬章を授ける
 安達 恭祐 石渡 烈人 大山 重昭
 従五位に叙する
 相田 孝助 石渡 烈人 大山 重昭
 岡部 文雄 藤本 信一 大山 重昭
 正六位に叙する (各通)
 安藤 節夫 安藤 敏昭 大塚 浩一
 尾崎 行恭 鳥羽 貞治 堀米 昭治
 従六位に叙する (各通)
 中村東海男 濱中 昭治 石原 進
 正七位に叙する (各通)
 植木 豊久 山吹 昌司
 従七位に叙する (各通)(以上六月四日)
 岩佐 晴雄 石原 進
 従五位に叙する (六月五日)
 従六位に叙する (六月六日)

東北地方整備局長 西村 拓

(三) 占用を制限する区域
 域
 備
 考
 山形県置賜郡飯豊町大字手ノ字日陰(三)八一番一五から同町大字手ノ字
 西三二一六四番一まで
 (四) 制限の対象とする占用物件
 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く)
 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
 (五) 占用を制限する理由
 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
 (六) 占用の制限の開始の期日
 令和七年七月十四日
 (七) 国面縦観場所
 東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所
 登録実施機関の登録事項の変更について
 タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第22条の規定による届出があったので、同法第32条第2号の規定により、下記のとおり公示する。
 令和7年7月14日
 令和7年7月14日
 令和7年7月14日
 九州運輸局長 日向 弘基
 記
 近畿運輸局長 服部 真樹
 記
 中村東海男
 石渡 烈人
 大山 重昭
 瑞宝双光章を授ける (各通)
 山吹 昌司
 (単位地域の名称)
 和歌山県
 (登録実施機関の名称)
 和歌山県ハイヤー・タクシー運転者登録センター
 (変更前の登録実施機関の住所)
 和歌山県和歌山市紀三井寺455番地
 (変更後の登録実施機関の住所)
 和歌山県和歌山市松島222番地
 (変更前の登録実施機関の代表者名)
 岩橋 俊幸
 (変更後の登録実施機関の代表者名)
 小倉 伸方
 (登録事務等を行う事務所の名称)
 本部事務所
 (変更前の登録事務等を行う事務所の所在地)
 和歌山県和歌山市紀三井寺455番地
 (変更後の登録事務等を行う事務所の所在地)
 和歌山県和歌山市松島222番地
 (登録番号)
 和歌山県—2番
 (変更月日)
 令和7年5月30日
 公証人任免
 保坂直樹は公証人に任命され、東京法務局所属元公証人北村篤の後任を命ぜられた。(五月十九日)
 東京法務局所属公証人市村弘は願により公証人を免ぜられた。
 見米正は公証人に任命され、東京法務局所属公証人市村弘の後任を命ぜられた。

(登録事務等を行う事務所の名稱)

法 務

(変更前の登録事務等を行う事務所の所在地)

令和7年5月30日

東京法務局所属公証人渡邊徳昭は願により公証人を免ぜられた。

木下雅博は公証人に任命され、東京法務局所属公証人渡邊徳昭の後任を命ぜられた。(以上五月一十六日)

那覇地方法務局所属公証人與那覇朝則は願により公証人を免ぜられた。

中里直人は公証人に任命され、那覇地方法務局所属公証人與那覇朝則の後任を命ぜられた。(以上七月一日)(法務省)

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法(昭和11六年法律第八十号)第十九条第一項の規定により令和七年六月三十日付けをもつて認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年七月十四日

国土交通大臣 中野 洋昌

- 1 成果の名称
令和六年度効率的手法導入推進基本調査図及び令和六年度効率的手法導入推進基本調査簿
- 11 前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域 群馬県渋川市、京都府八幡市、熊本県菊池市のそれぞれ一部

公 告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人境野智子の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年7月14日

名古屋法務局

元当局所属公証人高橋和弘の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年7月14日

名古屋法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第7315号

愛知県春日井市石尾台6丁目14番地13

申立人 定廣 晴子

本籍愛知県春日井市藤山台1丁目4番地2、最後の住所愛知県春日井市藤山台1丁目4番地2 116号棟406号室、死亡の場所愛知県春日井市、死亡年月日令和6年6月22日、出生の場所滋賀県野洲郡野洲町、出生年月日昭和20年7月19日、職業無職

被相続人 亡 田中 通雄

事務所名古屋市西区菊井2丁目4番5号 田嶋・水谷法律事務所

相続財産清算人 弁護士 川瀬 麻絵

催告期間満了日 令和8年2月24日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7341号

名古屋市東区東桜2丁目3番7号

申立人 東カン名古屋キャステール管理組合法人

本籍山口県柳井市古開作985番地、最後の住所名古屋市東区東桜2丁目3番7号東カン名古屋キャステール348号、死亡の場所名古屋市中区、死亡年月日令和6年2月9日、出生の場所朝鮮忠清南道大田府、出生年月日昭和19年9月18日、職業不明

被相続人 亡 松田 勝治

事務所名古屋市中区丸の内3丁目14番32号丸の内3丁目ビル9階 弁護士法人あお空法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小川 徹

催告期間満了日 令和8年2月20日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7360号

名古屋市中区栄2丁目12番31号

申立人 名古屋市信用保証協会

本籍名古屋市熱田区伝馬2丁目17番、最後の住所名古屋市熱田区伝馬2丁目17番9号シティコーポ伝馬2-203号、死亡の場所名古

屋市南区、死亡年月日令和6年10月8日、出生の場所岐阜県加茂郡八百津町、出生年月日昭和23年5月1日、職業不明

被相続人 亡 古田 廣己

事務所名古屋市中区錦3丁目5番30号 三晃錦ビル9階 and LEGAL弁護士法人久屋本部オフィス

相続財産清算人 弁護士 光野 良祐

催告期間満了日 令和8年2月12日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第161号

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号サンシャイン60

申立人 弁護士法人Adire法律事務所

本籍福島県郡山市横川町字横川3番地、最後の住所三重県三重郡朝日町大字柿2822番地21ソレイユ朝日201、死亡の場所三重県三重郡朝日町、死亡年月日令和6年9月11日頃から20日頃までの間、出生の場所福島県郡山市、出生年月日昭和38年12月13日、職業無職

被相続人 亡 神山 修二

三重県桑名市寿町2丁目31番12号 三交桑名駅前ビル3階 桑名綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 稲田 光輝

催告期間満了日 令和8年1月27日

津家庭裁判所四日市支部

令和7年(家)第992号

京都市中京区堺町通丸太町下ル 北川ビル2階

申立人 吉田 薫

本籍京都市右京区京北中地町蛸谷口23番地、最後の住所京都市伏見区向島庚申町71番地の1、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令和7年2月2日、出生の場所京都府北桑田郡宇津村、出生年月日昭和6年12月30日、職業不明

被相続人 亡 高畠マサエ

事務所京都市中京区庚川通富小路西入俵屋町306 TYビル2階 五岳法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中村 広明

催告期間満了日 令和8年1月30日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第80666号

大阪府高槻市真上町6丁目40番53号

申立人 岡 恵子

大阪府枚方市走谷2丁目9番3号

申立人 青木 茂和

本籍大阪府大阪市北区中崎西2丁目1番地、最後の住所大阪市北区中崎西2丁目5番25号、死亡の場所大阪府大阪市都島区、死亡年月日令和7年4月11日、出生の場所滋賀県甲賀郡水口町、出生年月日昭和19年7月7日、職業無職

被相続人 亡 小村 克枝

大阪市北区西天満2丁目3番15号 千都ビル2階

相続財産清算人 弁護士 溝上 純子

催告期間満了日 令和8年2月25日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80716号

岐阜県可児市鳩吹台8丁目34番地

申立人 仙田 三昌

本籍大阪府大阪市旭区新森2丁目429番地、最後の住所大阪市生野区舍利寺3丁目13番6号、死亡の場所大阪府大阪市浪速区、死亡年月日令和元年9月13日、出生の場所大阪府大阪市東住吉区、出生年月日昭和43年6月8日、職業不明

被相続人 亡 矢田 優子

大阪市北区西天満2丁目11番8号アメリカンビル7階

相続財産清算人 弁護士 喜多 鉄春

催告期間満了日 令和8年2月25日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80720号

大阪府東大阪市小阪本町1丁目6番9号

申立人 前田 英輝

本籍大阪府吹田市南高浜町57番地、最後の住所大阪府東大阪市吉田5丁目9番12-307号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和7年2月13日、出生の場所大阪府吹田市、出生年月日昭和24年6月9日、職業無職

被相続人 亡 北山 利雄

大阪市中央区平野町1丁目5番11号エルギャラント平野町ビル4階

相続財産清算人 弁護士 岸野 正

催告期間満了日 令和8年2月25日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80735号
大阪市浪速区難波中1丁目10番4号 南海SK難波ビル5階
申立人 青木 佳史
本籍大阪府大阪市住吉区住吉1丁目87番地1、最後の住所大阪市住之江区平林南2丁目2番2-807号、死亡の場所大阪府大阪市大正区、死亡年月日令和7年2月23日、出生の場所滋賀県野洲郡野洲町、出生年月日昭和9年8月15日、職業無職
被相続人 亡 岩崎みつゑ
大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル別館6階
相続財産清算人 弁護士 高江洲ひとみ
催告期間満了日 令和8年2月25日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80744号
兵庫県西宮市甲風園1-10-11 中村ビル401
申立人 黒田 修輔
本籍兵庫県神戸市東灘区御影中町6丁目1195番地2、最後の住所大阪府東大阪市下小阪5丁目9番3号グラシア八戸ノ里216号室、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和7年3月11日、出生の場所神奈川県横浜市中区、出生年月日昭和11年10月19日、職業無職
被相続人 亡 志賀 悅子
大阪市北区西天満5丁目11番7号 サンク西天満601号室
相続財産清算人 弁護士 山田 浩介
催告期間満了日 令和8年2月25日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第70070号
兵庫県尼崎市開明町3丁目30番地
申立人 尼崎信用金庫
本籍兵庫県美方郡香美町村岡区村岡2430番地1、最後の住所兵庫県西宮市南越木岩町14番2号バレ・ド・モネ2F、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日令和6年8月12日、出生の場所兵庫県美方郡村岡町、出生年月日昭和44年1月23日、職業個人事業主
被相続人 亡 伊藤 邦夫
事務所兵庫県西宮市羽衣町10番22号 S-F LAT 2階 安藤・梅田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 安藤 秀昌
催告期間満了日 令和8年2月2日
神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年(家)第70079号
兵庫県芦屋市西山町21番17-206号
申立人 樋本 英男
本籍兵庫県尼崎市東難波町5丁目119番地、最後の住所兵庫県尼崎市東難波町5丁目5番18号コウワレヂデンス、死亡の場所兵庫県尼崎市、死亡年月日令和6年10月5日、出生の場所兵庫県西宮市、出生年月日昭和45年8月19日、職業不詳
被相続人 亡 樋本 明
事務所兵庫県尼崎市潮江1丁目8番1-111号太田川口法律事務所
相続財産清算人 弁護士 川口 丹子
催告期間満了日 令和8年2月2日
神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年(家)第70091号
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国
本籍兵庫県姫路市夢前町古知之庄639番地、最後の住所兵庫県姫路市夢前町古知之庄639番地、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和6年2月21日、出生の場所兵庫県飾磨郡夢前町、出生年月日昭和26年1月1日、職業不明
被相続人 亡 田中 和裕
事務所兵庫県姫路市安田3丁目103番地の2
弁護士法人藤田・川崎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 川崎 志保
催告期間満了日 令和8年1月30日
神戸家庭裁判所姫路支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第1号
福岡市西区今津字津本5413番地13
申立人 ケイズ・エンジニアリング株式会社
代表者代表取締役 夏井 実良
申立人代理人弁護士 是枝 秀幸
権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月3日
令和7年6月20日 伊万里簡易裁判所

(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 B106621
金額 628,650円
支払期日 令和7年7月6日
支払地 伊万里市
支払場所 株式会社佐賀銀行伊万里支店
振出日 令和7年4月30日
振出地 佐賀県伊万里市
振出人 株式会社佐賀造船鉄工所 代表取締役
水谷 敏章
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

東京都狛江市東野川4丁目11番9号
申立人 稲垣 和男
愛媛県西予市宇和町れんげ980番地14
申立人 石野 徹夫
神戸市東灘区深江北町1丁目5番1-314号
申立人 大西 裕子
愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目301番地
申立人 藤堂 毅子
大阪府吹田市長野東2番21-503号
申立人 稲垣 賢一
兵庫県宝塚市桜ガ丘6番17号
申立人 稲垣 史郎
権利の届出の終期 令和7年10月17日
令和7年6月13日 宇和島簡易裁判所

(別紙) 目録

- (1) 土地 西予市宇和町卯之町五丁目231番
宅地 253.38平方メートル
- (2) 登記年月日番号 松山地方法務局大洲支局大正11年2月15日受付第632号
- (3) 登記した権利の内容
登記の目的 地上権設定
原因 大正11年2月10日設定
目的 工作物所有
存続期間 20年
地代 土地登記第1537号と通して1ヶ年12円
支払期 每年12月25日
地上権者 東宇和郡宇和町大字鬼窪1番耕地22番地3
宇都宮ノブ

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和6年(家)第1472号

栃木県小山市大字羽川133番地5
申立人 静井 生美
本籍茨城県結城市大字小森121番地、最後の住所埼玉県川口市芝1丁目7-7
不在者 稲谷 浩平
昭和55年2月5日生
届出期間満了日 令和7年10月20日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第4285号

東京都港区赤坂4丁目7番15号陽栄光和ビル5階 光和総合法律事務所
申立人 篠 連
本籍千葉県旭市口の784番地、最後の住所不明
不在者 片山 万次
大正15年3月15日生
届出期間満了日 令和7年10月17日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第756号

神奈川県横浜市旭区今宿町2677番地
申立人 奥山八重子
本籍神奈川県横浜市南区大岡3丁目949番地、最後の住所横浜市南区大岡3丁目949番地
不在者 綿貫 昭八
昭和8年1月11日生
届出期間満了日 令和7年10月27日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第923号

福岡県大川市大字向島1283番地4
申立人 永尾龍之介
本籍神奈川県藤沢市辻堂2丁目1182番地、最後の住所神奈川県藤沢市辻堂2丁目1182番地メゾンホワイトコート
不在者 永尾 信介
昭和42年9月26日生
届出期間満了日 令和7年10月27日
横浜家庭裁判所

令和7年（家）第1121号 神奈川県横須賀市不入斗町4丁目1番地 申立人 神谷千代子 本籍神奈川県横浜市神奈川区子安通1丁目193番地3、最後の住所横浜市神奈川区子安通1丁目203番地 不在者 鈴木 駒吉 大正14年1月26日生 届出期間満了日 令和7年10月27日 横浜家庭裁判所
令和7年（家）第47号 徳島県鳴門市撫養町立岩字五枚207番地11 申立人 宮北 嘉史 本籍徳島県鳴門市里浦町里浦字花面506番地2、最後の住所徳島県鳴門市撫養町立岩字五枚207番地11 不在者 宮北 一世 昭和46年7月24日生 届出期間満了日 令和7年10月24日 徳島家庭裁判所
令和6年（家）第42号 茨城県東茨城郡城里町大字塙子1888 申立人 古山 典広 本籍宮城県柴田郡大河原町字南桜町6番地15、最後の住所アメリカ合衆国ニューヨーク市（従来の住所宮城県柴田郡大河原町字南桜町6-15） 不在者 古山 剛 昭和45年2月5日生 届出期間満了日 令和7年10月21日 仙台家庭裁判所大河原支部
令和7年（家）第1765号 東京都葛飾区堀切3丁目24番8号 申立人 古晒 貴光 本籍不詳（元本籍千葉県山武郡鳴濱村作田五千百七拾六番地）、最後の住所不明 不在者 大島 史幸 昭和8年3月30日生 届出期間満了日 令和7年10月18日 東京家庭裁判所
令和7年（家）第4499号 群馬県高崎市弓町41 申立人 山浦 勇

本籍和歌山県和歌山市鳴神1205番地、最後の住所不明 不在者 川原 勝利 明治40年1月16日生 届出期間満了日 令和7年10月24日 東京家庭裁判所
令和7年（家）第487号 福島県会津若松市河東町谷沢字高畑76番地 申立人 三橋 保宏 本籍福島県会津若松市河東町谷沢字高畑76番地、最後の住所東京都小平市小川1丁目168番地 不在者 三橋 教男 昭和13年5月28日生 届出期間満了日 令和7年10月31日 東京家庭裁判所立川支部
令和7年（家）第93号 青森県八戸市江陽1丁目10番17号 申立人 内田 正己 本籍青森県三戸郡三戸町大字梅内字城ノ下1番地9、最後の住所本籍に同じ 不在者 内田恵美子 昭和24年11月30日生 届出期間満了日 令和7年10月20日 青森家庭裁判所八戸支部
令和7年（家）第20号 栃木県芳賀郡益子町大字益子1010番地 申立人 堀中 政子 本籍栃木県芳賀郡益子町大字益子1010番地、最後の住所栃木県芳賀郡益子町大字益子1010番地 不在者 堀中 景子 昭和44年5月14日生 届出期間満了日 令和7年10月31日 宇都宮家庭裁判所真岡支部
令和6年（家）第816号 福島県田村市大越町上大越字明部渕7 申立人 菊地 志保 本籍福島県田村市大越町上大越字明部渕7番地、最後の住所埼玉県草加市松江町763番地 不在者 富塚 哲男 昭和19年6月4日生 届出期間満了日 令和7年10月27日 さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年（家）第812号 栃木県足利市五十部町1307番地16 申立人 星野 文男 本籍神奈川県大和市上和田896番地、最後の住所神奈川県大和市上和田986番地 不在者 星野マイケルポール 昭和47年5月11日生 届出期間満了日 令和7年10月20日 横浜家庭裁判所
令和6年（家）第450号 北海道登別市若草町6丁目23番地10 申立人 三浦 美樹 本籍北海道室蘭市高砂町1丁目67番地、最後の住所神奈川県足柄上郡松田町松田惣領395番地1レオパレスプレシオF107号室 不在者 大隅 雄一 昭和58年8月14日生 届出期間満了日 令和7年11月18日 横浜家庭裁判所小田原支部
失踪宣告
令和6年（家）第114号 本籍群馬県利根郡みなかみ町羽場266番地、最後の住所群馬県利根郡みなかみ町羽場266番地 不在者 田村 和子 昭和16年5月4日生 令和7年6月19日失踪宣告審判確定 前橋家庭裁判所沼田支部裁判所書記官
令和6年（家）第3520号 本籍京都府京都市伏見区桃山与五郎町1番地176、最後の住所メキシコ国メキシコ市以下不詳 不在者 太田 敏子 昭和8年2月6日生 令和7年6月19日失踪宣告審判確定 東京家庭裁判所裁判所書記官
令和6年（家）第4618号 本籍佐賀県武雄市西川登町大字神六25342番地、最後の住所佐賀県藤津郡塩田町大字久間乙以下不詳 不在者 石橋 未利 昭和5年1月20日生 令和7年6月19日失踪宣告審判確定 東京家庭裁判所裁判所書記官
令和6年（家）第1087号 神奈川県藤沢市遠藤4035番地 債務者 有限会社トミーウエイ 特別代理人 黒井 新 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三橋 潔 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前10時 青森地方裁判所八戸支部破産係
令和6年（家）第1124号 本籍山口県防府市栄町1丁目34番地2、最後の住所不明 不在者 田村 敏輔 明治36年5月7日生 令和7年6月20日失踪宣告審判確定 山口家庭裁判所裁判所書記官
破産手続開始
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年（フ）第485号 千葉県柏市明原2丁目8番9号-203号 債務者 株式会社M.T. 8848 代表者代表取締役 バスネット・ブッダ 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宇田 章吉 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前10時10分 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年（フ）第106号 青森県八戸市白銀1丁目8番地14 債務者 株式会社八光水産 代表者代表取締役 上野 裕彦 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下川原利也 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前11時 青森地方裁判所八戸支部
令和7年（フ）第1087号 神奈川県藤沢市遠藤4035番地 債務者 有限会社トミーウエイ 特別代理人 黒井 新 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三橋 潔 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前10時 横浜地方裁判所第3民事部

長崎地方裁判所島原支部破産係

岐阜県高山市上宝町本郷202番地

債務者 和仁産業株式会社

代表者代表取締役 和仁 裕一

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 漆原 由香
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日前まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日前2時
- 岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和7年(フ)第1329号

愛知県小牧市間々原新田902番地

債務者 株式会社三希輸送

代表者代表取締役 長瀬 清

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日前午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 金澤 篤志
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日前まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日前午後2時20分
- 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第40号

富山市太田107番地

債務者 株式会社興和

代表者代表取締役 布村 啓祐

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日前午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 堀岡 和正
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日前まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日前11時30分
- 富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第30号

長崎県島原市大手原町甲2124番地2

債務者 株式会社本多商会

代表者代表取締役 植田 恒寿

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 中西 祥之
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年8月7日前まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日前10時
- 長崎地方裁判所島原支部破産係

令和7年(フ)第4589号

東京都江東区東陽2丁目4番2号

債務者 株式会社秀和システム

代表者代表取締役 上田 智一

- 1 決定年月日時 令和7年7月4日前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 永野 剛志
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日前まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日前10時30分
- 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第746号

仙台市青葉区台原1丁目12番12号

債務者 有限会社スキルワーク

代表者代表取締役 櫻井 大

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日前午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 森 健次
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日前まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日前10時40分
- 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第205号

岡山県倉敷市真備町有井2061番地の1

債務者 有限会社スワ水道サービス

代表者取締役 諏訪 眞

- 1 決定年月日時 令和7年7月4日前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 猪木 健二
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日前まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日前10時30分
- 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第84号

山口県下関市細江町1丁目4番14号

債務者 ようら交通株式会社

代表者代表取締役 西 政次

- 1 決定年月日時 令和7年7月4日前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 片山 智宏
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年9月2日前まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日前10時
 - 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第159号

三重県桑名市長島町大倉1番地の28

債務者 株式会社エル・ウイッシュ

代表者代表取締役 佐藤 貞朗

- 1 決定年月日時 令和7年7月4日前11時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 加藤 拓也
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日前11時
- 津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第33号

兵庫県たつの市龍野町下川原53番地の3

債務者 レディースファッショントリニティ

代表者取締役 松本 忠

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日前午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 大岩 和紀
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日前2時15分
- 神戸地方裁判所龍野支部

令和7年(フ)第460号

北九州市若松区鴨生田1丁目2番25号

債務者 クラシアル株式会社

代表者代表取締役 北 拓也

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日前午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 田篠 亮博
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日前10時30分
- 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第229号

静岡県沼津市東熊堂411番地の7

債務者 株式会社TAIYO不動産総業

代表者代表取締役 稲川 洋一

- 1 決定年月日時 令和7年7月4日前3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 田上 悠
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日前11時
- 静岡地方裁判所沼津支部民事部

令和7年(フ)第2523号

大阪府高槻市竹の内町8-28、商業登記簿上の本店所在地大阪府高槻市唐崎中1丁目7番

12号 リーベグラス101号

債務者 有限会社機工サービス

代表者代表取締役 田原 靖士

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日前午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 隼平

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日前2時10分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第553号

大阪府羽曳野市羽曳が丘5丁目17番9号

債務者 株式会社絢

代表者代表取締役 片岡 純一

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日前午後2時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 城之内太志
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日前10時30分
- 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第2289号

大阪市中央区平野町2丁目5番8号

債務者 株式会社ピクターエナジー

代表者代表取締役 姫野 修人

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日前午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 東 達也
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日前1時50分
- 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第482号

横浜市鶴見区駒岡4丁目23番78-305

債務者 有限会社古川設備

代表者代表取締役 古川 透

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日前午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 小山 昌人
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日前1時40分
- 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第124号

北海道釧路市興津2丁目14番7号

債務者 株式会社ハンク

代表者代表取締役 佐藤 晴起

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日前午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 藤川 拓也
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日前2時
- 釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第93号
 福島市町庭坂字中原8番地の3、商業登記簿上の本店所在地福島市飯坂町平野字谷地田1丁目60番地
債務者 ふくしまビジネスネットワーク合同会社
代表者 代表社員 小飛山高雄
 1 決定年月日時 令和7年7月4日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 菅野 浩司
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時30分
福島地方裁判所

令和7年(フ)第770号
 横浜市旭区今宿南町1851番地1
債務者 株式会社パピヨン
代表者 代表清算人 榎川 明浩
 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 福下 博詞
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時50分
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第130号
 和歌山市東長町5丁目60番地
債務者 有限会社ワシン土地
代表者 代表取締役 茂松 拓人
 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時30分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 沖本 易子
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時15分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第294号
 新潟市中央区笛口3丁目8番地5
債務者 三好運送株式会社
代表者 代表取締役 山田惣次郎
 1 決定年月日時 令和7年7月4日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 菊池 淳哉
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時20分
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第62号
 宮城県柴田郡柴田町大字船岡字並松20番地21
債務者 株式会社Ardore
代表者 代表取締役 佐藤 広人

1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 4 日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宮腰 英洋
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 7 年10月15日午前11時
仙台地方裁判所大河原支部

令和 7 年 (フ) 第 4 1 号
茨城県つくば市上郷5828番地 1
債務者 有限会社エンドレスジャパン
代表者代表取締役 高野 修
1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 3 日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 徳田 祐介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 7 年10月16日午前11時
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和 7 年 (フ) 第 4 2 号
茨城県つくば市手代木2020番地 5、居所茨城
県つくば市研究学園 6-38-1 サイエンスヒ
ルズ 2 A
債務者 高野 修
1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 3 日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 徳田 祐介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 7 年10月16日午前11時
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和 7 年 (フ) 第 3 4 6 号
岡山市北区青江 4 丁目12番24号
債務者 株式会社ビィ
代表者代表取締役 福谷 詠一
1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 3 日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡田 直樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 7 年10月22日午前10時30分
岡山地方裁判所第 3 民事部

令和 7 年 (フ) 第 1 3 0 号
広島県府中市目崎町27番地の 2
債務者 有限会社井上精工
代表者代表取締役 井上 征男
1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 3 日午後 3 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 寺澤 恵美
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 7 年10月24日午前10時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第2851号
大阪府守口市南寺方北通1丁目4番9号
債務者 株式会社鶴尾鉄工所
代表者代表取締役 中嶋志美夫
1 決定年月日時 令和7年7月3日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 栗田 圭司
　　大阪地方裁判所第6民事部
破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第206号
岡山県倉敷市 笹沖714番地、転居前の住所岡山県倉敷市真備町妹4063番地
債務者 諒訪 眞
1 決定年月日時 令和7年7月4日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 猪木 健二
4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第144号
三重県桑名市長島町大倉1番地28
債務者 佐藤 貞朗
1 決定年月日時 令和7年7月4日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加藤 拓也
4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前1時
6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
　　津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第36号
青森県八戸市大字新井田字松山41番地32
債務者 工藤かおり
1 決定年月日時 令和7年7月4日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 立花 康雄
4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時

6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係
令和7年(フ)第1067号

札幌市北区北17条西3丁目1番43-403号
債務者 小川 裕也

1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 塚越 朱美

4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前10時45分

6 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1032号

静岡県浜松市中区龍禅寺町330 パレスグラ
ンシャリオ101号室、住民票上の住所名古屋
市千種区下方町7丁目9番地の4 コンセー
ル党王山106号
債務者 羽木 人史

1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 藤森 崇雄

4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後1時30分

6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第41号

愛知県清須市西枇杷島町古城2丁目19番地8
クレアール古城Ⅱ302、住民票上の住所富山
市太田105番地19
債務者 布村 啓祐

1 決定年月日時 令和7年7月3日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 堀岡 和正

4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前11時40分

6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで
富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第142号

神奈川県三浦市南下浦町松輪738番地
債務者 鈴木くるみ

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大久保龍太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第1065号

東京都東大和市桜が丘3丁目44番地の31桜が丘団地13-104号
債務者 船橋 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 戸塚 晃
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1064号

東京都立川市錦町1丁目13番12号立川サニーコート505号
債務者 酒井 通雄

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 大志
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日前11時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第443号

横浜市戸塚区保野町1403番地 ドリームハイツ13棟1304号
債務者 小林 優子(旧姓杉山)

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上 貴久
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで

令和7年(フ)第933号

東京都立川市西砂町3丁目66番地の8
債務者 山中 幹夫

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 俊樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第124号

神奈川県横須賀市金谷1丁目6番3号
債務者 Y T C こと 中居 隆昭(旧姓佐藤)

- 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中尾 繁行
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日前1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第1088号

東京都小金井市中町2丁目11番26-209号ブライムアーバン武蔵小金井
債務者 鈴木 敬太

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池浦 慧
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第542号

千葉県松戸市八ヶ崎6丁目62番地の23
債務者 秋谷 正太

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大石 智之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月22日前40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第486号

東京都立川市西砂町3丁目66番地の8
債務者 山中 幹夫

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 俊樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日前1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第24号

岐阜県高山市上宝町在家1462番地

債務者 和仁 裕一

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 漆原 由香
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月22日前2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで

岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和7年(フ)第162号

相模原市中央区上溝7丁目25番24号

債務者 関戸 由香(旧姓日下)

- 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中穂奈美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月24日前2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月23日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第412号

千葉県鎌ヶ谷市東初富5-20-34メゾン・トータス302、住民票上の住所埼玉県越谷市大字大房803番地11
債務者 森 繁

- 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋圭一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第192号

静岡県浜松市中央区高丘北3丁目7番33号

債務者 萩田 優斗

- 1 決定年月日時 令和7年7月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 俊和
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月30日前3時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第763号

千葉県柏市豊住3丁目10番7号 RICO新柏102号、受任通知時の住所千葉県柏市藤心1-2-33
債務者 松崎 英一

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 義和
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月8日前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第528号 千葉県流山市加1丁目1587-3、住民票上の住所千葉県野田市中根63番地の16 債務者 脇坂 幸介 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金谷 紀雄 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月6日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月7日午後4時 6 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第155号 北九州市若松区高須北2丁目7番4号 債務者 中村 恵美 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木下結香子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年7月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松田麻友美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第459号 川崎市川崎区小田3丁目20番4号 メゾンドペアレンツ 301 債務者 浅井 博嗣 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 本田 正男 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月15日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川裕一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月15日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第457号 北九州市小倉北区大畠1丁目4番18号(104)、前住所北九州市小倉北区大田町2番13-202号 債務者 野正 和義 1 決定年月日時 令和7年7月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 末廣 清二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年7月3日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田川 瞳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第443号 千葉県柏市大室1311番地の52 債務者 山崎 恵子 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 保田 優木 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月20日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第1056号 さいたま市中央区大戸4丁目26番13号 債務者 高橋 直樹 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石塚 洋一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1056号 さいたま市中央区大戸4丁目26番13号 債務者 高橋 直樹 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石塚 洋一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 弓子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第307号 神奈川県相模原市南区当麻747番地5 債務者 照屋 弘 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濑野 陽仁 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月8日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第83号 鳥取県鳥取市鹿野町鹿野1301番地2 債務者 中尾 一弘 1 決定年月日時 令和7年7月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 駒井 重忠 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後2時15分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	令和7年(フ)第163号 福岡県八女市吉田581番地1 債務者 中島 晶子 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高峰 真 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第21号 群馬県伊勢崎市宮子町3606番地6 パークアヴェニューA201 債務者 佐藤 康浩 1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木麻里奈 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第245号 静岡県浜松市浜名区貴布祢551番地の3 債務者 中村 光利 1 決定年月日時 令和7年7月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢田 宗介 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで	令和7年(フ)第286号 北九州市小倉北区三郎丸1丁目5番12-606号 債務者 山本 千恵	令和7年(フ)第286号 北九州市小倉北区三郎丸1丁目5番12-606号 債務者 山本 千恵	令和7年(フ)第139号 群馬県高崎市真町35番地4 市住101号 債務者 佐々木良子 1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小澤 真吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第412号
北九州市小倉南区上葛原1丁目1番21号
(102号)
債務者 今尾 衣里
 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 金 敏寛
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年9月11日午後2時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで
 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第150号
群馬県伊勢崎市豊城町1991番地85 ハイツO
Z202
債務者 西川 正一
 1 決定年月日時 令和7年7月4日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 辻 明嘉
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月9日午前10時
 5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第165号
群馬県吾妻郡中之条町大字折田71番地3 才
ガワハウス1-206(旧住所) 群馬県吾妻郡
中之条町大字山田627番地2
債務者 山田 好弘
 1 決定年月日時 令和7年7月4日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 福田 寿男
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月2日午後1時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第272号
宮崎市大字赤江1136番地8
債務者 藤館 史弥
 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後1時3
分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 近藤 央国
 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第275号
宮崎市大工1丁目5番50号 SORA大工町
317号、前住所宮崎市大塚町馬場崎3563番地
県営住宅B2棟13号
債務者 三輪みろく

1 決定年月日時 令和7年7月4日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 奈須 元樹
4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第276号
宮崎市大塚町馬場崎3563番地 県営住宅B2棟13号
債務者 三輪 範子
1 決定年月日時 令和7年7月4日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 奈須 元樹
4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第2072号
大阪市北区豊崎6丁目2番8-1101号、住民票上の住所福岡県中間市中尾4丁目1番1-603号
債務者 樋口 誠一
1 決定年月日時 令和7年7月3日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 片山 和成
4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2852号
大阪府守口市寺方錦通4丁目5番4-202号
債務者 中嶋志美夫
1 決定年月日時 令和7年7月3日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 栗田 圭司
4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2890号
大阪市平野区加美北3丁目7番39号
債務者 松井 隆将
1 決定年月日時 令和7年7月3日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 笠藤 歩
4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間**

令和7年(フ)第31号
静岡県掛川市高田178番地の2
債務者 大庭 香織

1 決定年月日時 令和7年7月3日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和7年(フ)第121号
山形市大字岩波5番地 あたご荘、前住所山形市十日町2丁目4番45号
債務者 水口 道徳

1 決定年月日時 令和7年7月4日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第127号
山形県天童市交り江1丁目2番29号 コーポバウ 202号、前住所山形県天童市乱川2丁目10番10号
債務者 赤木 孝子

1 決定年月日時 令和7年7月4日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1180号
愛知県津島市百島町字中割80番地
債務者 山田 正一

1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1255号
名古屋市東区東大曾根町19番10号 メゾン・ド・ピエルリー609号
債務者 小木曾未和
1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1325号
名古屋市昭和区阿由知通5丁目14番地 F B
恵方マンション101号
債務者 佐野 正敏
1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1337号
名古屋市千種区千種1丁目29番18号 メゾン・ド・クサ303号
債務者 下斗米久進
1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1354号
名古屋市南区堤町1丁目48番地 ナーシング
ホームらもーれ南、従前の住所愛知県知多市
日長台403番地 A-205
債務者 宮崎はや子
1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1375号
名古屋市千種区今池2丁目12番18号 千種グループホーム櫻恵
債務者 近賀 正典
1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1386号
名古屋市緑区相川1丁目181番地の1 ネオハイツ相川504号
債務者 富永 泰広
1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1400号
名古屋市中川区千音寺5丁目1036番地 千音寺荘5棟610号
債務者 上条 浩央
1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1466号
名古屋市南区北内町1丁目3番地の1 レジデンス光和104棟303号
債務者 尾形 星児
1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1070号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地1 西上尾第二団地1-21-501
債務者 梅澤 晃

1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第150号
 愛知県豊川市三谷原町中畑29番地の4
 債務者 夏目 彩
1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第215号
 岡山県倉敷市美和2丁目2番15号 アジュール美和101
 債務者 山本 雅裕
1 決定年月日時 令和7年7月4日前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第167号
 福岡県久留米市南2丁目18番2-301号、前
 住所福岡県久留米市本町170番地 ハウス
 ピューティフルモア203号
 債務者 下川加奈子
1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第173号
 福岡県久留米市宮ノ陣町大社467番地1 ケ
 アハウス光寿苑、前住所福岡県久留米市善導
 寺町飯田387番地7
 債務者 近藤 京子

1 決定年月日時 令和7年7月4日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第174号

福岡県久留米市宮ノ陣町大杜460番地1 特別養護老人ホーム 光の杜、前住所福岡県久留米市善導寺町飯田387番地7
債務者 近藤 軍一

1 決定年月日時 令和7年7月4日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第438号

北九州市小倉南区湯川139-21、住民票上の住所北九州市小倉南区北方1丁目12番40-303号
債務者 深川 久子

1 決定年月日時 令和7年7月3日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第456号

北九州市八幡西区折尾3丁目9番10-117号、前住所北九州市八幡西区陣山1丁目1番12-1003号
債務者 前原 辰彦

1 決定年月日時 令和7年7月2日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第458号

北九州市八幡東区石坪町1番14号
債務者 小野 京子

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第462号
北九州市八幡西区本城東1丁目8番17-1006号
債務者 吉岡 清美

- 1 決定年月日時 令和7年7月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第474号
北九州市小倉北区篠崎3丁目14番14号
債務者 吉村 未来

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第480号
北九州市八幡西区折尾3丁目7番27号
債務者 山口 泉

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第484号
福岡県中間市大字垣生1233番地2 ヴィラナリーエ中間2号棟306号
債務者 柴田 勝利

- 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第490号 北九州市小倉北区中井5丁目1番17-301号 債務者 内田 直 1 決定年月日 令和7年7月3日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日 令和7年6月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第307号 千葉県市川市南行徳1丁目1番1号 破産者 有限会社スマイルシティーホーム 1 決定年月日 令和7年6月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第308号 千葉県市川市南行徳1-1-1 破産者 株式会社アドレス 1 決定年月日 令和7年6月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第309号 千葉県船橋市栄町2-7-17、住民票上の住所千葉県市川市南行徳1丁目1番1-208号 破産者 大塚 宏二 1 決定年月日 令和7年6月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年(フ)第1246号 千葉市緑区菅田町2丁目20番地529 ジナル5 202号 破産者 渡邊 拓也 1 決定年月日 令和7年6月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第229号 千葉市花見川区幕張町4丁目564番地1 ヴェレーナ幕張1204号 破産者 上村 圭吾	1 決定年月日 令和7年6月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第288号 兵庫県三木市岩宮478番地の1 プロデュール5-103号、開始決定時の住所千葉市若葉区加曾利町336番地1 リープハイツ105号 破産者 望月 裕文 1 決定年月日 令和7年6月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第318号 千葉県八千代市村上1597番地40 八千代荘102 破産者 藤澤 義一 1 決定年月日 令和7年6月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第334号 千葉市中央区松波1丁目4番13号 エスペリオ松波201号 破産者 藤井 亮 1 決定年月日 令和7年6月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第411号 千葉市中央区大巖寺町310番地17 サンガーデン204号 破産者 奈良 雅俊 1 決定年月日 令和7年6月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年(フ)第388号 千葉県成田市並木町120番地21 破産者 井上 麗	1 決定年月日 令和7年6月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所佐倉支部 令和7年(フ)第9号 奈良県磯城郡田原本町34番地の11 破産者 株式会社ニシオ 1 決定年月日 令和7年6月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係 令和7年(フ)第69号 千葉県富津市二間塚1176番地 サンハイツ山田206 破産者 佐藤 勇也 1 決定年月日 令和7年7月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所木更津支部 令和5年(フ)第6525号 東京都新宿区若松町7-1-409 破産者 張 永軒 1 決定年月日 令和7年7月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部 令和6年(フ)第27号 大分県国東市安岐町成久994番地1 破産者 クリエイション・ボックス株式会社 1 決定年月日 令和7年7月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大分地方裁判所杵築支部破産係 令和7年(フ)第7号 札幌市北区新琴似8条15丁目10番18号 破産者 有限会社関根工業 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 札幌地方裁判所民事第4部
---	--	--	---

令和6年(フ)第21号 盛岡市開通橋通3番38号 破産者 岩手中央タクシー株式会社 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 盛岡地方裁判所第2民事部	令和5年(フ)第8293号 東京都江東区東雲2丁目7番1-2301 破産者 道正 佳月 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(フ)第17号 (最後の住所) 高知県高岡郡津野町黒川646番地 破産者 亡高橋正彦相続財産 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 高知地方裁判所須崎支部
令和6年(フ)第182号 福島市置賜町1番29号佐平ビル8階 破産者 日越飼料株式会社 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福島地方裁判所	令和6年(フ)第8537号 神奈川県横浜市青葉区美しが丘西3丁目48-4-101 破産者 垂見麻有美 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第297号 沖縄県浦添市城間2丁目29番3号クロスロードA G201号 破産者 有限会社沖縄マーケットプランニング 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第417号 茨城県水戸市酒門町1119-4 第1ハウスピル 3号棟、商業登記簿上の本店所在地茨城県東茨城郡茨城町小幡字桜峰2731番地43 破産者 株式会社洸陽 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第134号 千葉県市原市君塚4丁目16番地11 パークハイツ北畠202号 破産者 鹿屋 沙依(旧姓任) 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(フ)第547号 横浜市南区南吉田町2丁目17番地 破産者 白石薬品塗料株式会社 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第19号 茨城県神栖市日川4398番地2 破産者 株式会社神栖不動産 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第157号 千葉市中央区富士見2丁目16番19号2階 破産者 株式会社T-LAB 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(フ)第127号 川崎市多摩区宿河原2丁目28番22号 破産者 株式会社エブリッジ 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第19号 栃木県栃木市嘉右衛門町12番15号 破産者 合同会社大地 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第158号 千葉県茂原市高師859番地3(カネオカ第一ビル303) 破産者 北脇 康佑 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(フ)第194号 横浜地方裁判所川崎支部破産係 神戸市兵庫区水木通3丁目1番3号 破産者 株式会社AKコーポレーション 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第19号 宇都宮地方裁判所栃木支部 千葉県八千代市上高野930番地 破産者 竹谷 隼	令和6年(フ)第126号 千葉県いすみ市岬町中滝955番地12 破産者 株式会社片岡工業 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和6年(フ)第281号 香川県高松市国分寺町新居288番地8 破産者 株式会社E x p a n d 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第20号	令和6年(フ)第11号 千葉地方裁判所一宮支部破産係	令和6年(フ)第193号 千葉市若葉区若松町975番地18 ファミール若葉101号 破産者 大崎 直年 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和7年(フ)第58号 千葉県東金市田間590番地1 コープ野村 B-103 破産者 戸村 威成(旧姓高野) 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第328号 東京都昭島市玉川町3丁目3番17-202号 破産者 有限会社ファイネスト 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第329号 東京都昭島市朝日町3丁目3番11号サンハウ ス1-B 破産者 池上 礼子 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第410号 熊本県八代市新開町1番43号 破産者 合同会社シンスター 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第411号 東京都東大和市上北台1丁目3番地の14ソレ アード204 破産者 高田 智子 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第38号 東京都東村山市久米川町3丁目7番地3エル ディア105 破産者 澤元フレディー	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山梨県甲府市大里町3788番地1 アイリスA 105 破産者 森澤 昌之	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田市旭南2丁目2番42号 R. 旭南305号、 旧住所埼玉県春日部市小瀬173番地6 破産者 田口 広樹

令和7年(フ)第63号	茨城県稲敷郡阿見町大字島津1883番地10 破産者 石塚 光美 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和6年(フ)第50号	群馬県前橋市粕川町込皆戸248番地7、破産手続開始決定時の住所群馬県前橋市富田町1503番地1 ハイツブルーナ 105号 破産者 小野塚智紀 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第55号	群馬県伊勢崎市韋塚町1206番地16 破産者 加藤 政晴 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第88号	神奈川県横須賀市富士見町3丁目41番地、住民票上の住所神奈川県横須賀市安浦町1丁目22番地石川ビル102 破産者 岩島 憲一 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部
令和6年(フ)第175号	富山市四方北窪1403番地21 破産者 上田 實治

1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	富山地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪地方裁判所第5民事部	
令和4年(フ)第27号	長野県東御市常田432番地1 破産者 柳澤 满 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	長野地方裁判所上田支部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	長野地方裁判所上田支部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第468号	岐阜市石谷614番地142 破産者 原 大太 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	岐阜地方裁判所	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	岐阜地方裁判所	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第469号	岐阜市石谷614番地142 破産者 原 美幸 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	岐阜地方裁判所	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	岐阜地方裁判所	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第632号	愛知県春日井市上田楽町3449番地8 破産者 荒木 秀生 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第23号	京都市中京区西ノ京東中合町56番地 パレット御池 908、前住所京都市右京区嵯峨天龍寺中島町12番地1 嵯峨天龍寺ハイツ 409 破産者 芝野 幸乃(旧姓前出)	大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第910号	大阪市中央区南船場3丁目1番15号 Rewitビル704 破産者 中村 直子	大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1299号 大阪府寝屋川市豊里町20番6号 破産者 奥田電気こと 奥田 和則 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係	令和7年(フ)第52号 沖縄県沖縄市照屋1丁目32番25号 アルトマ ンション404 破産者 鈴木ゆかり 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所三条支部
令和7年(フ)第98号 兵庫県加古郡稻美町国岡5丁目62 プレミール・トモ103、住民票上の住所兵庫県加古川市神野町石守1丁目56番地 破産者 勝田 妙子 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	令和6年(フ)第416号 沖縄県那覇市字識名1090番地6 破産者 仲松 俊哉 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第91号 福岡県うきは市吉井町若宮15番地 マウンテンヒル5番館501 破産者 生野 善弘 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	令和6年(フ)第163号 北海道勇払郡むかわ町花園3丁目25番地 破産者 清水 謙二 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所苦小牧支部
令和6年(フ)第442号 沖縄県那覇市字銘苅213番地 銘苅市営住宅 1-4 破産者 照屋 律子 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岩手県北上市九年橋3丁目11番15号 コートホームサイトウC-105号、旧住所岩手県奥州市江刺広瀬字後田148番地3 破産者 菅野 幾重	令和7年(フ)第21号 岩手県北上市九年橋3丁目11番15号 コートホームサイトウC-105号、旧住所岩手県奥州市江刺広瀬字後田148番地3 破産者 菅野 幾重 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第2号 沖縄県那覇市曙2丁目26番6-601号 タカダ曙マンション 破産者 糸嶺 篤康 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所花巻支部	令和6年(フ)第73号 新潟県燕市東太田6059番地1 破産者 皆川 等 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第14号 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2698番地1 破産者 仲松 竜二 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所三条支部	令和6年(フ)第22号 新潟県南蒲原郡田上町大字吉田新田丁362番地 破産者 川崎佐枝子
令和7年(フ)第43号 鹿児島県霧島市国分野口西21番31-102号 エイルマンション国分隼人 破産者 前田 理穂	1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和6年(フ)第3315号 大阪市平野区瓜破西3丁目13番6号 破産者 吉田かおる 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第3326号	大阪府東大阪市三島1丁目7番6号、前住所 大阪市鶴見区今津中4丁目4番36号 破産者 藤井 孝幸 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第3427号	大阪府東大阪市三島1丁目7番6号 破産者 藤井 千佳 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第3705号	大阪市西成区橋3丁目11番10号 破産者 中田 圭子 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5024号	大阪市東淀川区豊里3丁目16番45—405号 破産者 小島 伸豊 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第447号	大阪府八尾市本町5丁目4番1—303号、前 住所大阪府柏原市田辺2丁目9番63号 破産者 沖田 哲子 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第591号	大阪市東成区大今里西3丁目13番18—702号 破産者 副島 博明 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1037号	大阪市東淀川区上新庄1丁目4番6号 ミスターK上新庄 203号 破産者 奥田 蓮也 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第58号	徳島県徳島市安宅1丁目3番25号 破産者 大松 卓也 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第61号	福岡県宗像市陵厳寺4丁目9番20号 フローラ、開始決定時の住所福岡県遠賀郡岡垣町鍋田2丁目1番1号 破産者 岸 晏花 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第201号	北九州市門司区鳴竹1丁目5番1号 破産者 副島 義隆 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(フ)第285号	長崎県長崎市五島町1番19—302号 破産者 森田 義博 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第304号	長崎県長崎市平野町1番11号 パークサイド平野102、開始決定時住所長崎県長崎市平和町10番17号 403 破産者 中尾 豊 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第22号	長崎県長崎市油屋町2番15—502号 破産者 舛田美和子 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第59号	長崎県長崎市滑石6丁目2番3—904号 破産者 石丸 勝洋 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第210号	神奈川県横須賀市公郷町4丁目67番地5 破産者 大栄建設株式会社 破産手続終結

1 決定年月日 令和7年7月3日	2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 横浜地方裁判所横須賀支部
令和6年(フ)第812号	名古屋市守山区大字中志段味字東原2514番地 破産者 株式会社はしもと人形 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第3048号	大阪府大東市御供田3丁目1番14号 破産者 株式会社翔神通商 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第40号	(事業上の住所) 新潟県燕市井土巻2丁目188番地5、住民票上の住所新潟県三条市北入蔵2丁目29番10号 破産者 フ阿拉オこと 関 保吉 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 新潟地方裁判所三条支部
令和6年(フ)第104号	広島県東広島市高屋町造賀4665番地 破産者 株式会社めだか本舗 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 広島地方裁判所民事第4部

破産手続終結及び免責許可決定**令和6年(フ)第582号**

北九州市小倉南区上吉田2丁目14番2号
破産者 桧田整骨院こと 桧田 満

- 1 決定年月日 令和7年7月1日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(フ)第420号

北九州市戸畠区西鞘ヶ谷町9番9-301号
破産者 安永 陽平

- 1 決定年月日 令和7年7月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(フ)第289号

神奈川県横須賀市ハイランド2丁目23番8号
ショウワハイム野比202、旧住所神奈川県横須賀市栗田2丁目8番1号
破産者 角田 栄治

- 1 決定年月日 令和7年7月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第506号

兵庫県赤穂郡上郡町高田台4-4-16、住民票上の住所兵庫県相生市若狭野町入野1257番地251
破産者 プルメリア花苑こと 吉市 勝利(旧姓鈴木)

- 1 決定年月日 令和7年7月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第516号

兵庫県姫路市西庄甲261番地1 ブリージェ姫路505、開始決定時の住所兵庫県姫路市飾磨区中島509番地
破産者 中村 修三

- 1 決定年月日 令和7年7月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第520号

大阪市旭区千林1丁目11番6号201、従前の住所兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北3丁目223番地4
破産者 竹内久美子

- 1 決定年月日 令和7年7月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第418号

新潟市北区すみれ野3丁目6番8号
破産者 水野さよ子

- 1 決定年月日 令和7年7月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第34号

新潟県三条市嘉坪川1丁目19番9号
破産者 根本 敦紀

- 1 決定年月日 令和7年7月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和6年(フ)第272号

金沢市北寺町口7番地42
破産者 武田 信治

- 1 決定年月日 令和7年7月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和6年(フ)第4011号

代替住所A(旧住所大阪府枚方市走谷2丁目17番4号)
破産者 辻下まち子

- 1 決定年月日 令和7年7月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第267号

長崎県長崎市滑石2丁目14番21号 トレジャーマンション307
破産者 中島 明生

- 1 決定年月日 令和7年7月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日**令和7年(フ)第131号**

大阪府貝塚市永吉12番地12
破産者 青木 金光

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月8日午後1時30分
令和7年7月3日 大津地方裁判所民事部

令和6年(フ)第216号

大阪府岸和田市吉井町2丁目3番6号、破産手続開始決定時の住所大阪府岸和田市吉井町2丁目11番9号
破産者 森本 博昭

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月6日午後1時30分
令和7年7月3日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第8号

兵庫県丹波篠山市吹新110番地1 ファーストレジデンス103号
破産者 トータルリペアにしやまこと 西山 良作

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月7日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月26日午後2時
令和7年7月3日 神戸地方裁判所柏原支部1-B

令和6年(フ)第4432号

大阪府八尾市垣内4丁目101番地
破産者 矢野みゆき

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月25日午後2時
令和7年7月3日 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第400号

埼玉県川口市飯塚1丁目4番4-104号 川口住宅
破産者 高鳥 和裕

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月29日午前11時
令和7年7月3日 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第65号

滋賀県湖南市石部南2丁目9番5号
破産者 ハイ・フィールド建設こと 上田 孝

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月8日午前10時
令和7年7月3日 大津地方裁判所民事部

破産債権の一般調査期日**令和5年(フ)第249号**

愛媛県松山市一番町2丁目6番地21
破産者 吉井企画株式会社

- 一般調査期日 令和7年9月29日午後1時30分
令和7年6月30日 松山地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ)第10号

宮崎県日南市北郷町郷之原乙1752番地 鵜之木12-103
破産者 木佐貫智嗣

異議申述期間 令和7年8月15日まで

令和7年7月4日 宮崎地方裁判所日南支部
令和7年(フ)第13号

宮崎県日南市南郷町潟上112番地2、前住所宮崎県延岡市愛宕町3丁目7番地 ハイツ中島301
破産者 河野 悠生

異議申述期間 令和7年8月15日まで

令和7年7月4日 宮崎地方裁判所日南支部
令和7年(フ)第373号

仙台市青葉区柏木3丁目2番28-11号 メリディアン柏木301
破産者 伊藤早也佳(旧姓熊谷)

異議申述期間 令和7年8月28日まで

令和7年7月3日
仙台地方裁判所第4民事部破産係
特別清算終結

令和6年(ヒ)第2086号

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号
清算株式会社 株式会社日本ヒューマンキャリア
1 決定年月日 令和7年7月1日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可**令和7年(ヒ)第1001号**

札幌市東区伏古8条4丁目7番22号
清算株式会社 株式会社三和部品
代表清算人 茂田 晃男
1 決定年月日 令和7年6月30日
2 主文 次の協定を認可する。
協定
1 清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、協定債権額の0.452847%の金員を弁済する。

2 協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

4(1) 割合弁済の結果生じる1円未満の端数は四捨五入する。

(2) 本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

(別紙省略)

札幌地方裁判所民事第4部

再生手続開始**令和7年(再)第20号**

埼玉県狭山市上奥富36番地1
再生債務者 コーワ株式会社
1 決定年月日時 令和7年6月30日前午前11時30分
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで
4 再生債権の一般調査期間 令和7年9月1日から令和7年9月8日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再)第21号

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野771番地6
再生債務者 オーシャンボリ株式会社
1 決定年月日時 令和7年6月30日前午前11時30分
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで
4 再生債権の一般調査期間 令和7年9月1日から令和7年9月8日まで

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可**令和6年(再)第1号**

栃木県小山市大字塚崎1500番地15
再生債務者 原 賢一

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和7年6月27日

宇都宮地方裁判所第1民事部

小規模個人再生による再生手続開始**令和7年(再イ)第16号**

滋賀県彦根市東沼波町995番地7
再生債務者 大倉 艶治

1 決定年月日時 令和7年7月2日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月12日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第17号

滋賀県彦根市東沼波町995番地7
再生債務者 大倉 美鈴

1 決定年月日時 令和7年7月2日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月12日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第99号

千葉県市川市田尻5丁目20番2-302号(カラサルチェーロ)
再生債務者 神田 健一

1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月21日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第15号

千葉県大網白里市木崎673番地5
再生債務者 宮本 英雄

1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月21日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(再イ)第22号

岐阜県羽島市江吉良町1570番地
再生債務者 浅井 祐介

1 決定年月日時 令和7年7月3日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月14日まで

岐阜地方裁判所

令和6年(再イ)第47号

愛知県豊川市御津町大草東郷17番地14
再生債務者 ゴンサルヴェス フアビオ

1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月7日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(再イ)第21号

兵庫県明石市魚住町西岡1310番地の5 ロワイヤル明石魚住306号
再生債務者 越石 達也

1 決定年月日時 令和7年7月3日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月14日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和7年(再イ)第23号

神戸市西区平野町慶明183番地の56

再生債務者 公文式平野町教室こと 浦野 輝
美

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月14日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和7年(再イ)第66号

千葉県松戸市栄町5丁目376番地の5

再生債務者 吉次 恭兵

- 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月15日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第24号

岡山県倉敷市八王寺町238番地1

再生債務者 吉田 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年7月4日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月18日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年(再イ)第57号

北九州市八幡西区浅川2丁目7番24-701号

再生債務者 中村 淳一

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月12日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第15号

栃木県佐野市閑馬町2807番地1

再生債務者 荒居 悠

- 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月21日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(再イ)第45号

千葉県流山市平和台4丁目9番地 アルモニーハウス平和台番館102

再生債務者 西村 優作

- 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月20日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第41号

北九州市八幡西区星ヶ丘6丁目4番19号

再生債務者 青木 俊明

- 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月13日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第5号

岩手県奥州市水沢羽田町字化石24番地11

再生債務者 高橋 則明

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月28日まで

盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年(再イ)第21号

栃木県足利市鹿島町674番地2 レオパレスサニースポット105号室

再生債務者 塩田 伸吾

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月22日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(再イ)第265号

東京都新宿区高田馬場3-17-4-206

再生債務者 田口 双葉

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年9月4日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第267号

東京都葛飾区西水元2-8-8

再生債務者 金井 直哉

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年9月4日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第273号

東京都板橋区大和町13-13-810

再生債務者 太田 千尋

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年9月4日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第280号

神奈川県横浜市青葉区新石川1-38-3-203

再生債務者 岩田 賢一

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年9月4日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第57号

横浜市都筑区東山田1丁目29番12号 ガーデンピレッジA-101

再生債務者 高橋 謙二

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月21日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第101号

横浜市緑区東本郷5丁目1番28号 キャステルマルトクB102

再生債務者 清水美千代

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月21日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第111号

横浜市都筑区茅ヶ崎中央25番8-604号

再生債務者 武井 久美

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月21日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第26号

長野県東筑摩郡山形村3700番地10

再生債務者 佐々木 玲

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月21日まで

長野地方裁判所松本支部

令和7年（再イ）第17号
 静岡県富士宮市小泉1219番地の3 メープル
 リーフⅢ101
 再生債務者 大箸 輝海
 1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生
 よる再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日ま
 4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から
 和7年8月18日まで

静岡地方裁判所富士支部破産係

令和7年（再イ）第2号
 静岡県掛川市家代23番地の8
 再生債務者 山田 智義
 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生
 よる再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日ま
 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から
 和7年9月4日まで

静岡地方裁判所掛川支部

令和7年（再イ）第22号
 滋賀県野洲市西河原354番地
 再生債務者 川崎 公彰
 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生
 よる再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日ま
 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から
 和7年8月21日まで

大津地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第45号
 堺市東区菩提町4丁97番地1
 再生債務者 花守 博文
 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後2時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生
 よる再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日ま
 4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から
 和7年8月28日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年（再イ）第50号
 堺市中区大野芝町302番地 リツツ大野芝401
 号
 再生債務者 武田 孝志
 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後2時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生
 よる再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月28日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年（再イ）第24号

福岡県久留米市東町34番地6 ライオンズ西鉄久留米駅前302号
 再生債務者 上田 祐司
 1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月15日まで

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
令和7年（再イ）第28号

福岡県久留米市東櫛原町853番地1 A1—Shi'ra Kushiwara 603号
 再生債務者 合原健太朗
 1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月15日まで

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
令和7年（再イ）第5号

福岡県大牟田市天領町1丁目197番地 2号棟
 再生債務者 進藤 和政
 1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月21日まで

福岡地方裁判所大牟田支部
令和7年（再イ）第6号

福岡県大牟田市西新町15番地38
 再生債務者 畑添 未来
 1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月21日まで

令和7年（再イ）第6号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原1丁目167番地
再生債務者 松本真太郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月28日まで

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年（再イ）第31号
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保174番地11
再生債務者 五十嵐俊平

- 1 決定年月日時 令和7年7月4日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年9月5日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（再イ）第113号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵1丁目24番30-2号
再生債務者 藻品 肇

- 1 決定年月日時 令和7年7月4日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月22日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第9号
新潟県新発田市豊町2丁目6番12号1
再生債務者 牧野佳保里

- 1 決定年月日時 令和7年7月4日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年9月5日まで

新潟地方裁判所新発田支部

令和7年（再イ）第9号
新潟県上越市大手町8番12号 メゾン大手306号
再生債務者 渡嘉敷宗則

- 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年9月5日まで

新潟地方裁判所高田支部

令和7年（再イ）第21号

富山市中野新町2丁目3番8号
再生債務者 津田 熊

1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月15日まで

富山地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第1号

兵庫県丹波篠山市箱谷148番地
再生債務者 田中 心

1 決定年月日時 令和7年7月3日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月22日まで

神戸地方裁判所柏原支部

令和7年（再イ）第6号

鹿児島県大島郡知名町大字知名1920番地2
再生債務者 宮山 勝志

1 決定年月日時 令和7年7月4日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月22日まで

鹿児島地方裁判所名瀬支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年（再イ）第1号

神奈川県逗子市池子1丁目1番9号(前住所)
東京都世田谷区三宿2丁目11番17-302号
再生債務者 高戸 美波

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月10日まで
令和7年6月19日

横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(再イ)第194号 横浜市磯子区丸山1丁目5番5-203号 再生債務者 古謝 佑次 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年7月3日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年(再イ)第37号 東京都杉並区永福4-18-22 S E 41822 1 再生債務者 佐々 栄一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年7月3日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第3号 福岡県久留米市田主丸町益生田865番地1 再生債務者 橋口 浩規 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年7月3日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	令和7年(再イ)第37号 千葉県我孫子市並木7丁目15番6号 再生債務者 山口 雄矢 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 30日まで 令和7年7月2日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(再イ)第15号 神奈川県藤沢市辻堂西海岸2丁目3番5- 101号 再生債務者 平子 陽子(旧姓今井) 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年7月3日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年(再イ)第80号 東京都大田区大森西2-19-23 再生債務者 中島 規雅 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年7月3日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第147号 東京都西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山587番 地2 再生債務者 根岸 工 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 25日まで 令和7年7月4日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(再イ)第1号 北海道滝川市中島町5丁目10番12号 再生債務者 山本 和臣 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月3日 札幌地方裁判所滝川支部再生係
令和7年(再イ)第41号 横浜市泉区緑園4丁目2番地1 サンステー ジ緑園都市1番館301号 再生債務者 田中 司 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年7月3日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年(再イ)第12号 さいたま市見沼区大字南中野66番地38 再生債務者 北野 晃 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年7月3日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年(再イ)第12号 富山市婦中町下轟田1番地6 再生債務者 磯野 孝一 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 25日まで 令和7年7月4日 富山地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第2号 北海道釧路市東1条南9丁目1番13-12号 再生債務者 片山 竜登 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月3日 札幌地方裁判所滝川支部再生係
令和6年(再イ)第294号 横浜市栄区鍛冶ヶ谷2丁目38番1号 再生債務者 宮崎 繁徳 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 18日まで 令和7年7月4日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年(再イ)第5号 川崎市川崎区観音1丁目19番16号 再生債務者 川村 裕美 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年7月3日 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年(再イ)第67号 静岡県浜松市中央区鴨江2丁目24番14号 再生債務者 吉田 圭吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 25日まで 令和7年7月4日 静岡地方裁判所浜松支部再生係	令和6年(再イ)第273号 大阪府摂津市鳥飼下2丁目17番9号 再生債務者 大黒 純加 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月3日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第441号 東京都世田谷区代田6-10-12 モンレーヴ D6 202 再生債務者 浅見 瑞比 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年7月3日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第24号 川崎市高津区新作2丁目11番9-305号 バ ルテール桜ヶ谷 再生債務者 橋口 正美 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年7月3日 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年(再イ)第74号 千葉県我孫子市つくし野1丁目22番10号 再生債務者 斎藤 浩行 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 30日まで 令和7年7月2日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和6年(再イ)第510号 大阪府高槻市塚脇1丁目10番4号の1 再生債務者 安達 俊之 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月3日 大阪地方裁判所第6民事部

<p>令和7年（再イ）第1号 北海道室蘭市日の出町2丁目8番1号 再生債務者 桑野奈都美 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 1日まで 令和7年7月4日 札幌地方裁判所室蘭支部再生係</p>	<p>令和7年（再イ）第41号 京都市下京区室町通仏光寺上る白楽天町519 番地 室町プレイス 503 再生債務者 鳥居 博規 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 4日まで 令和7年7月4日 京都地方裁判所第5民事部再生係</p>	<p>令和6年（再イ）第5号 兵庫県丹波市柏原町柏原582番地9 再生債務者 奥野 智宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年7月3日 神戸地方裁判所柏原支部</p>	<p>令和7年（再イ）第33号 広島市中区舟入南2丁目13番22—201号 再生債務者 三浦 貴幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 1日まで 令和7年7月4日 広島地方裁判所民事第4部</p>
<p>令和7年（再イ）第4号 北海道室蘭市高砂町3丁目10番14号 再生債務者 江良 武幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 1日まで 令和7年7月4日 札幌地方裁判所室蘭支部再生係</p>	<p>令和6年（再イ）第5号 熊本県山鹿市鹿本町下高橋158番地2—2 ロイヤル21A203 再生債務者 宮原 孝嘉 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 18日まで 令和7年7月4日 熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係</p>	<p>令和7年（再イ）第43号 兵庫県姫路市夢前町筋野796—1 梢前リハビ リセンター（住民票上の住所）兵庫県たつの 市新宮町香山1438番地2 再生債務者 田中 利明 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 1日まで 令和7年7月4日 神戸地方裁判所姫路支部</p>	<p>令和7年（再イ）第34号 広島市安芸区瀬野西3丁目12番22号 再生債務者 濱谷 忠興 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 1日まで 令和7年7月4日 広島地方裁判所民事第4部</p>
<p>令和7年（再イ）第9号 北海道旭川市5条通9丁目1703番地の28 緑 橋コーポ601号室 再生債務者 富本 亜紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 1日まで 令和7年7月4日 旭川地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年（再イ）第5号 北九州市門司区清見1丁目7番13—605号 再生債務者 上村 茂美 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年7月2日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p>令和7年（再イ）第4号 鳥取県米子市八幡485番地4 再生債務者 木村 洋二 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 25日まで 令和7年7月4日 鳥取地方裁判所米子支部</p>	<p>令和7年（再イ）第3号 愛媛県松山市土居町223番地2 再生債務者 森本 伸也 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 1日まで 令和7年7月4日 松山地方裁判所民事部</p>
<p>令和6年（再イ）第79号 大津市山百合の丘7番5号 再生債務者 松宮 靖宗 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 1日まで 令和7年7月4日 大津地方裁判所民事部再生係</p>	<p>令和7年（再イ）第9号 滋賀県湖南市下田4172番地7 (105号)、(前住 所) 滋賀県守山市守山1丁目2番1—1306号 再生債務者 吉岡 常敏 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 1日まで 令和7年7月4日 大津地方裁判所民事部再生係</p>	<p>令和7年（再イ）第34号 神戸市兵庫区雪御所町13番1号 再生債務者 横山 健 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年7月3日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係</p>	<p>令和7年（再イ）第12号 山口県下関市竹崎町1丁目10番24号 再生債務者 堀潤 恵里 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 25日まで 令和7年7月4日 山口地方裁判所下関支部再生係</p>
<p>令和7年（再イ）第16号 神戸市西区伊川谷町有瀬1087番地の3 伊川 谷マンション205号 再生債務者 大西 武志 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 4日まで 令和7年7月3日 神戸地方裁判所明石支部再生係</p>			

小規模個人再生による再生手続廃止

令和6年(再イ)第35号

茨城県守谷市高野1811番地の4

再生債務者 宮崎 力

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和7年7月3日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(再イ)第11号

広島県廿日市市大野原2丁目7番29-1号

再生債務者 武智 晃平

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和7年7月4日

広島地方裁判所民事第4部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和7年(再ロ)第1号

和歌山市栄谷236番地11

再生債務者 東 健

1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時30分

2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで

4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月21日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再ロ)第3号

北海道旭川市6条通16丁目76番地の16 センチュリー旭川306

再生債務者 行川 実穂

1 決定年月日時 令和7年7月4日午後3時

2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで

4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月22日まで

旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和6年(再ロ)第1号

岩手県奥州市水沢字大畑小路11番地

再生債務者 林 博則

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月30日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年7月24日まで
令和7年7月4日 盛岡地方裁判所水沢支部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和7年(再ロ)第2号

神戸市垂水区多聞台3丁目5番10号

再生債務者 近本 和哉

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年6月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月3日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第1号

岩手県紫波郡紫波町犬吠森字境99番地8

申立人 紫波東部土地改良区

最後の住所 岩手県紫波郡紫波町犬吠森字沼口86番地

所有者 亡吉田謙一相続財産

届出期間満了日 令和7年9月1日

令和7年7月1日

盛岡地方裁判所第2民事部

(別紙) 物件目録

1 所在 紫波郡紫波町犬吠森字沼口

地番 73番9

地目 田

地積 507平方メートル

2 所在 紫波郡紫波町犬吠森字沼口

地番 74番1

地目 田

地積 780平方メートル

3 所在 紫波郡紫波町犬吠森字沼口
地番 75番14

地目 田

地積 128平方メートル

4 所在 紫波郡紫波町星山字上谷地
地番 117番6

地目 田

地積 106平方メートル

5 所在 紫波郡紫波町星山字上谷地
地番 117番9

地目 田

地積 186平方メートル

6 所在 紫波郡紫波町星山字上谷地
地番 117番11

地目 田

地積 106平方メートル

7 所在 紫波郡紫波町星山字上谷地
地番 118番

地目 田

地積 988平方メートル

8 所在 紫波郡紫波町星山字上谷地
地番 119番

地目 田

地積 1053平方メートル

9 所在 紫波郡紫波町星山字上谷地
地番 120番

地目 田

地積 1016平方メートル

10 所在 紫波郡紫波町星山字上谷地
地番 121番

地目 田

地積 1039平方メートル

11 所在 紫波郡紫波町星山字上谷地
地番 122番

地目 田

地積 1039平方メートル

12 所在 紫波郡紫波町星山字上谷地
地番 123番

地目 田

地積 1027平方メートル

13 所在 紫波郡紫波町星山字上谷地
地番 124番

地目 田

地積 1032平方メートル

14 所在 紫波郡紫波町星山字上谷地
地番 125番

地目 田

地積 2056平方メートル

15 所在 紫波郡紫波町星山字上谷地
地番 127番

地目 田

地積 1038平方メートル

16 所在 紫波郡紫波町星山字上谷地
地番 134番2

地目 田

地積 93平方メートル

17 所在 紫波郡紫波町星山字上谷地
地番 135番1

地目 田

地積 447平方メートル

18 所在 紫波郡紫波町星山字上谷地
地番 179番1

地目 田

地積 905平方メートル

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

1. 基金の名称 船井電機企業年金基金
2. 事務所の所在地 大阪府大阪市中央区平野町2丁目5番4号K Tビル3階
3. 實施事業所の名称及び所在地 船井電機株式会社 大阪府大東市中垣内7丁目7番1号、中国船井電機株式会社 広島県福山市加茂町字芦原387番地の2、船井サービス株式会社 大阪府東大阪市長田東3丁目2番43号長田SKパークビル
4. 解散の理由 確定給付企業年金法第85条第1項による。
5. 解散認可年月日 令和7年6月29日
令和7年7月14日
大阪府大阪市中央区平野町2丁目5番4号K Tビル3階 船井電機企業年金基金 理事長 水元 豊

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は確定給付企業年金法第85条第1項により解散したので、同法施行令第59条に基づき次のとおり公告します。

1. 清算人氏名 小田原慎二
2. 住所 大阪府大阪市中央区平野町2丁目5番4号K Tビル3階
令和7年7月14日 船井電機企業年金基金 理事長 水元 豊

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載
掲載の日付 令和七年六月十八日
掲載頁 一〇九頁（号外第一三五号）

(乙) 掲載
掲載の日付 令和七年六月十八日
掲載頁 七十九頁（号外第一三五号）

(甲) 掲載
掲載の日付 令和七年六月十八日
掲載頁 一〇九頁（号外第一三五号）

(乙) 掲載
掲載の日付 令和七年六月十八日
掲載頁 七十九頁（号外第一三五号）

(甲) 掲載
掲載の日付 令和七年六月十八日
掲載頁 一〇九頁（号外第一三五号）

(甲) 掲載
掲載の日付 令和七年六月十八日
掲載頁 七十九頁（号外第一三五号）

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十四日

名古屋市中区新栄一丁目三二番二二号
(甲) 医療法人勝又 理事長 高橋 成夫

東京都葛飾区西新小岩四丁目三九番二〇号
(乙) 医療法人社団五十鈴会 理事長 坂本 光隆

東京都新宿区西新宿八丁目四番一号
(甲) 野村不動産パートナーズ株式会社 代表取締役 問田 和宏

東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号
(甲) 野村不動産パートナーズ株式会社 代表取締役 問田 和宏

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 揭載
掲載の日付 令和七年七月七日
掲載頁 一一〇頁（号外第一五五号）

令和七年七月十四日
Tビル三〇一
東京都文京区湯島三丁目三九番七号湯島S
(甲) 株式会社Pachumo 代表取締役 山崎 琴乃
(乙) 株式会社Panayat 代表取締役 山崎 琴乃

令和七年七月十四日
栃木県栃木市大平町富田一四一〇番地
有限会社昭和鉄工 代表取締役 木島 延光

令和七年七月十四日
Tビル三〇一
東京都台東区東浅草二丁目一七番一号
(甲) 株式会社Kessan 代表取締役 山崎 琴乃
(乙) 株式会社Panayat 代表取締役 山崎 琴乃

令和七年七月十四日
千葉県船橋市前原東五丁目三八番四号
アンフィニ・コンサルティング合同会社 代表社員 漆間 美奈

令和七年七月十四日
東京都品川区西大井六一四一七
合同会社Disk 代表社員 漆間 美奈

令和七年七月十四日
東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号
株式会社ROXX 代表取締役 中嶋 淳朗

令和七年七月十四日
東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号
株式会社ROXX 代表取締役 中嶋 淳朗

令和七年七月十四日
東京都千代田区二番町九番地三
合同会社SUMUGU 代表社員 米内 佳穂（木村佳穂）

組織変更公告

当社は、合名会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年七月十四日
北海道深川市二条八番一六号
KMボイント合資会社 代表社員 森岡 和江

令和七年七月十四日
東京都大田区中央六丁目一一〇
Vinko合同会社 代表社員 舟山 成冬

令和七年七月十四日
栃木県栃木市大平町富田一四一〇番地
有限会社昭和鉄工 代表取締役 木島 延光

令和七年七月十四日
千葉県船橋市前原東五丁目三八番四号
アンフィニ・コンサルティング合同会社 代表社員 漆間 美奈

令和七年七月十四日
東京都品川区西大井六一四一七
合同会社Disk 代表社員 漆間 美奈

令和七年七月十四日
東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号
株式会社ROXX 代表取締役 中嶋 淳朗

令和七年七月十四日
東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号
株式会社ROXX 代表取締役 中嶋 淳朗

令和七年七月十四日
東京都千代田区二番町九番地三
合同会社SUMUGU 代表社員 米内 佳穂（木村佳穂）

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもつて、普通株式一株に対して普通株式九株を、A種株式一株に対してA種株式九株を、B種株式一株に対してB種株式九株を各々与える無償割当てを受ける株主と定めましたので、公告します。

令和七年七月十四日

大阪市港区波除三丁目二番二〇号

T S ホーリーディングス株式会社

代表取締役 天雲 大地

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

青森県南津軽郡田舎館村大字川部字上船橋五番地三

大和工業株式会社

代表取締役 神尾 博行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

東京都渋谷区恵比寿南二丁目九番二号

大和建物管理株式会社

代表取締役 神尾 博行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

東京都品川区小山台一丁目三〇番三号

大和制御株式会社

代表取締役 神尾 博行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

東京都渋谷区恵比寿南二丁目九番二号

大和電業株式会社

代表取締役 神尾 博行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

石川県金沢市森戸二丁目三八番地三

株式会社いづみ自動車

代表取締役 中川 幸雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

株式会社北國電装

代表取締役 中川 幸雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

長野県長野市大字鶴賀上千歳町一四二二番地

平和土地建物株式会社

代表取締役 横原 正憲

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

大阪府貝塚市二色中町二番一

株式会社アボロン

代表取締役 菊川 顯一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日開催の定時株主総会の承認を条件として、同日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

大阪府貝塚市二色中町二番一

株式会社クリサンセマム北陸

代表取締役 菊川 久士

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

徳島県板野郡北島町太郎八須字西の川一〇番地の一

四国化工機株式会社

代表取締役 植田 滋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

名古屋市南区豊二丁目一二番一号

株式会社テクノタジマ

代表取締役 田島 寛将

限定承認公告

被相続人 死 中村三郎こと 趙 丁奎

限定承認公告

被相続人 死 若松みづき

限定承認公告

被相続人 死 森下 森

限定承認公告

被相続人 死 熊本県玉名郡和水町前原二二三番地一〇

限定承認公告

被相続人 死 神奈川県川崎市宮前区菅生二丁目

取得条項付新株予約権の取得日の通知公告

当社は、左記のとおり取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

一、取得する取得条項付新株予約権 第一回新株予約権のうち、発行後令和七年六月三十日までに当社の取締役、監査役、従業員又は業務委託契約者のいずれの地位をも喪失した新株予約権者が有する新株予約権（第一回新株予約権一万二千九百六十個）

二、取得する日 令和七年七月二十九日
令和七年七月十四日

愛知県大府市追分町五丁目二二番地

トルクシスシステム株式会社
代表取締役 北原 真一

金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡の公告
当社は、日本元気インベスト株式会社（神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目五番地四）に対して当社の第二種金融商品取引業に係る事業の全部を譲渡することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は令和七年九月一日です。
令和七年七月十四日

東京都港区赤坂六丁目九番一七号赤坂メー
ブルビル六階弁護士法人法の里内
JSKパートナーズ株式会社
代表取締役 片寄 敬三

出資一口の金額の減少公告
当組合は、令和七年六月二十九日開催の通常総代会において、出資一口の金額を五千円から一千円に減少することを決議いたしました。これに伴い出資一口を五口に分割することとし、出資総額の変更はございません。また、発行済みの出資金証書の額面の変更もございませんので、実質的な不利益はないものと考えています。本件の効力発生日は令和七年十月一日といたします。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、直近の財産目録及び貸借対照表は、当組合事務所に備え置いてあります。
以上、消費生活協同組合法第四十九条第三項の規定により公告いたします。
令和七年七月十四日

東京都清瀬市上清戸二丁目一番四号
西都保健生活協同組合
代表理事 村田 靖

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を一億三千七百十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十五日
掲載頁 四十四頁（号外第八十五号）

令和七年七月十四日
東京都港区六本木一丁目六番一號泉ガーデンタワー オリンピア特定目的会社
取締役 高橋 通彰

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を八千二百六十三万九百九十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年五月一日付官報の号外第九十九号七十四頁に掲載されています。

令和七年七月十四日
東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー ナイツブリッジ特定目的会社
取締役 高橋 通彰

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年四月十五日付官報の号外第八十五号四十四頁に掲載されています。

令和七年七月十四日
東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー ナイツブリッジ特定目的会社
取締役 高橋 通彰

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年四月十五日付官報の号外第八十五号四十四頁に掲載されています。

令和七年七月十四日
東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー ケンジントン特定目的会社
取締役 高橋 通彰

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を金四億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十四日
東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー ケンジントン特定目的会社
取締役 高橋 通彰

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を金四億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十四日
岡山県倉敷市阿知三丁目一四番七号
エコサーカス倉敷株式会社
代表取締役 佐藤 祐也

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年三月二十八日付官報の号外第六十九号七十九頁に掲載されています。

令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の第一期決算公告（株組）中、住所「沖縄県浦添市牧港四丁目14番地17号」であるは「沖縄県浦添市牧港四丁目14番17号」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号
LAVジャパン特定目的会社
取締役 松澤 和浩

令和六年八月七日掲載（号外第一八六号）のケイ・アンド・アール・ホテルズベロップメント株式会社に係る第七期決算公告中、「(うち当期純損失)」であるは、「(うち当期純利益)」の誤りにつき訂正します。

令和六年八月七日掲載（号外第一八六号）のケイ・アンド・アール・ホテルズベロップメント株式会社に係る第七期決算公告中、「(うち当期純損失)」であるは、「(うち当期純利益)」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
東京都港区六本木一丁目六番一號泉ガーデンタワー オリンピア特定目的会社
取締役 高橋 通彰

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を八千二百六十三万九百九十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年五月一日付官報の号外第九十九号七十四頁に掲載されています。

令和七年七月十四日
東京都新宿区西新宿六丁目二番一六号カンノビル 株式会社シーオーレンズ
代表取締役 濑出井 亮

訂正公告
令和七年七月二日（号外第一五一号）掲載の決算公告（株組）中、「第11期決算公告」とあるは「第6期決算公告」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
東京都新宿区西新宿六丁目二番一六号カンノビル 株式会社シーオーレンズ
代表取締役 濑出井 亮

訂正公告
令和七年七月二日（号外第一五一号）掲載の決算公告（株組）中、「第11期決算公告」とあるは「第6期決算公告」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
東京都新宿区西新宿六丁目二番一六号カンノビル 株式会社シーオーレンズ
代表取締役 濑出井 亮

訂正公告
令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の第一期決算公告（株組）中、住所「静岡県浜松市中央区布橋二丁目6番地1号」とあるは「静岡県浜松市中央区布橋二丁目6番1号」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
静岡県浜松市中央区布橋二丁目6番1号
エコサーカスはまます株式会社
代表取締役 渡辺 重世

訂正公告
令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の第一期決算公告（株組）中、「代表取締役 佐藤 裕也」とあるは「代表取締役 佐藤 祐也」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
岡山県倉敷市阿知三丁目一四番七号
エコサーカス倉敷株式会社
代表取締役 佐藤 祐也

訂正公告

令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の第一期決算公告（株組）中、住所「沖縄県浦添市牧港四丁目14番地17号」であるは「沖縄県浦添市牧港四丁目14番17号」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号
LAVジャパン特定目的会社
取締役 松澤 和浩

令和六年八月七日掲載（号外第一八六号）のケイ・アンド・アール・ホテルズベロップメント株式会社に係る第七期決算公告中、「(うち当期純損失)」であるは、「(うち当期純利益)」の誤りにつき訂正します。

令和六年八月七日掲載（号外第一八六号）のケイ・アンド・アール・ホテルズベロップメント株式会社に係る第七期決算公告中、「(うち当期純損失)」であるは、「(うち当期純利益)」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
東京都港区六本木一丁目六番一號泉ガーデンタワー オリンピア特定目的会社
取締役 高橋 通彰

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を八千二百六十三万九百九十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年五月一日付官報の号外第九十九号七十四頁に掲載されています。

令和七年七月十四日
東京都新宿区西新宿六丁目二番一六号カンノビル 株式会社シーオーレンズ
代表取締役 濑出井 亮

訂正公告
令和七年七月二日（号外第一五一号）掲載の決算公告（株組）中、「第11期決算公告」とあるは「第6期決算公告」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
東京都新宿区西新宿六丁目二番一六号カンノビル 株式会社シーオーレンズ
代表取締役 濑出井 亮

訂正公告
令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の第一期決算公告（株組）中、「代表取締役 佐藤 裕也」とあるは「代表取締役 佐藤 祐也」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
静岡県浜松市中央区布橋二丁目6番1号
エコサーカスはまます株式会社
代表取締役 渡辺 重世

訂正公告
令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の第一期決算公告（株組）中、「代表取締役 佐藤 裕也」とあるは「代表取締役 佐藤 祐也」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
岡山県倉敷市阿知三丁目一四番七号
エコサーカス倉敷株式会社
代表取締役 佐藤 祐也

訂正公告

令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の第一期決算公告（株組）中、住所「沖縄県浦添市牧港四丁目14番地17号」であるは「沖縄県浦添市牧港四丁目14番17号」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号
LAVジャパン特定目的会社
取締役 松澤 和浩

令和六年八月七日掲載（号外第一八六号）のケイ・アンド・アール・ホテルズベロップメント株式会社に係る第七期決算公告中、「(うち当期純損失)」であるは、「(うち当期純利益)」の誤りにつき訂正します。

令和六年八月七日掲載（号外第一八六号）のケイ・アンド・アール・ホテルズベロップメント株式会社に係る第七期決算公告中、「(うち当期純損失)」であるは、「(うち当期純利益)」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
東京都港区六本木一丁目六番一號泉ガーデンタワー オリンピア特定目的会社
取締役 高橋 通彰

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を八千二百六十三万九百九十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年五月一日付官報の号外第九十九号七十四頁に掲載されています。

令和七年七月十四日
東京都新宿区西新宿六丁目二番一六号カンノビル 株式会社シーオーレンズ
代表取締役 濑出井 亮

訂正公告
令和七年七月二日（号外第一五一号）掲載の決算公告（株組）中、「第11期決算公告」とあるは「第6期決算公告」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
東京都新宿区西新宿六丁目二番一六号カンノビル 株式会社シーオーレンズ
代表取締役 濑出井 亮

訂正公告
令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の第一期決算公告（株組）中、「代表取締役 佐藤 裕也」とあるは「代表取締役 佐藤 祐也」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
静岡県浜松市中央区布橋二丁目6番1号
エコサーカスはまます株式会社
代表取締役 渡辺 重世

訂正公告
令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の第一期決算公告（株組）中、「代表取締役 佐藤 裕也」とあるは「代表取締役 佐藤 祐也」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
岡山県倉敷市阿知三丁目一四番七号
エコサーカス倉敷株式会社
代表取締役 佐藤 祐也

訂正公告

令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の第一期決算公告（株組）中、「(主たる事務所の所在地)」であるは「(住所(主たる事務所の所在地))」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号
LAVジャパン特定目的会社
取締役 松澤 和浩

令和六年八月七日掲載（号外第一八六号）のケイ・アンド・アール・ホテルズベロップメント株式会社に係る第七期決算公告中、「(主たる事務所の所在地)」であるは「(住所(主たる事務所の所在地))」の誤りにつき訂正します。

令和六年八月七日掲載（号外第一八六号）のケイ・アンド・アール・ホテルズベロップメント株式会社に係る第七期決算公告中、「(主たる事務所の所在地)」であるは「(住所(主たる事務所の所在地))」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
東京都港区六本木一丁目六番一號泉ガーデンタワー オリンピア特定目的会社
取締役 高橋 通彰

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を八千二百六十三万九百九十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年五月一日付官報の号外第九十九号七十四頁に掲載されています。

令和七年七月十四日
東京都新宿区西新宿六丁目二番一六号カンノビル 株式会社シーオーレンズ
代表取締役 濑出井 亮

訂正公告
令和七年七月二日（号外第一五一号）掲載の決算公告（株組）中、「第11期決算公告」とあるは「第6期決算公告」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
東京都新宿区西新宿六丁目二番一六号カンノビル 株式会社シーオーレンズ
代表取締役 濑出井 亮

訂正公告
令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の第一期決算公告（株組）中、「代表取締役 佐藤 裕也」とあるは「代表取締役 佐藤 祐也」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
静岡県浜松市中央区布橋二丁目6番1号
エコサーカスはまます株式会社
代表取締役 渡辺 重世

訂正公告
令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の第一期決算公告（株組）中、「代表取締役 佐藤 裕也」とあるは「代表取締役 佐藤 祐也」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日
岡山県倉敷市阿知三丁目一四番七号
エコサーカス倉敷株式会社
代表取締役 佐藤 祐也